

令和6年度「#四日市には港がある」Instagramフォトコンテスト実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、四日市港の魅力を広く発信し、四日市港に親しみを感じてもらうことを目的として実施する、「「#四日市には港がある」Instagramフォトコンテスト（以下「フォトコンテスト」という。）」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施手法)

第2条 フォトコンテストは、スマートフォン向け写真共有アプリケーション「Instagram」を用いて実施するものとする。

(テーマ及び部門)

第3条 フォトコンテストのテーマは「四日市港」とし、霞ヶ浦地区で撮影された画像は「霞ヶ浦地区部門」に、四日市地区で撮影された画像は「四日市地区部門」に応募するものとする。

(実施期間)

第4条 フォトコンテストの実施期間は、令和6年10月1日から令和6年12月1日までとする。

(応募者)

第5条 フォトコンテストの応募者は、第1条の趣旨に賛同する者とする。

(応募方法)

第6条 フォトコンテストの応募者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、第3条のテーマに沿った画像をInstagramに投稿するものとする。

- (1) 応募者が取得したInstagramのアカウントを公開していること。
- (2) Instagramの四日市港管理組合のアカウントをフォローしていること。
- (3) 画像を投稿する際には、ハッシュタグ「#四日市には港がある」を入力すること。なお、同ハッシュタグの他にその他複数のハッシュタグを入力することは差し支えない。
- (4) バリケードや標識で示される立入禁止区域で撮影を行わないこと。

(投稿の制限等)

第7条 応募者の投稿回数に制限は設けないこととする。ただし、1回の投稿につ

き画像の添付は1点までとする。

- 2 投稿する画像は、応募者が当フォトコンテスト実施期間内に撮影した未発表のものに限るものとする。
- 3 人物を撮影した画像は、被写体となった者の了解を得たものののみ投稿することができる。
- 4 画像は、解像度変更、ホワイトバランスの補正、トリミングの補正、色調変更などの加工を施して投稿することができるが、合成やCG、組写真は投稿することができない。

(費用の負担)

第8条 画像を投稿する際に必要なインターネットの通信料については、応募者が負担するものとする。

(選定及び報償等)

第9条 第6条及び第7条の要件を満たす投稿のうち、特に四日市港の魅力の発信に資すると認められる画像を各部門4点ずつ計8点選定し、当該画像を入賞作品とする。

- 2 前項の選定に関し、応募者は一切の異議を申し立てることができないものとする。
- 3 入賞作品の選定は、四日市港管理組合振興課（以下「事務局」という。）と特別審査員（有識者）により行うこととする。
- 4 当該画像を投稿した者（以下「受賞者」という。）には、報償として以下のとおり図書カードを提供するものとする。

イ 最優秀賞（各部門1点ずつ計2点）	5,000円分
ロ 優秀賞（各部門1点ずつ計2点）	3,000円分
ハ 入選（各部門2点ずつ計4点）	1,000円分
- 5 受賞者への報償には副賞を添えることができる。
- 6 報償及び副賞の発送は日本国内に限るものとする。
- 7 第6条及び第7条の要件を満たしていない投稿は、選定の対象外とする。

(受賞者への連絡)

第10条 事務局は、Instagramのメッセージ機能を利用し、受賞者にその旨を連絡するものとする。

- 2 受賞者は、次に掲げる事項を事務局が指定する日までに事務局へ電子メールにて連絡するものとする。

(1) 受賞者の住所

- (2) 名前（ふりがな）
- (3) 年齢
- (4) 電話番号
- (5) 受賞作品の画像データ

3 事務局が指定した日までに連絡がない場合は受賞の権利が失効し、この場合は第9条の選定において次点の画像を投稿した者を新たな受賞者とする。

（受賞者の公表）

第11条 事務局は、受賞者が決定した後、投稿された画像及び受賞者のアカウント名を四日市港管理組合のホームページ、広報紙、記者発表等において公表するものとする。

（個人情報の保護）

第12条 事務局は、応募者の個人情報を厳重に管理し、報償等の郵送以外の目的のために利用しないものとする。

（著作権等）

第13条 投稿された画像の著作権は応募者に帰属するが、事務局は投稿された画像を必要に応じてトリミングの補正を行った後、四日市港管理組合のホームページ、各種SNSアカウント、四日市港管理組合が関与するイベントでの展示等、四日市港のPRにおいて利用することができるものとし、応募者はその旨同意したものとみなす。

2 投稿された画像において肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合は、事務局は一切責任を負わず、応募者の責任によって解決するものとする。

（損害に対する責任）

第14条 事務局は、フォトコンテストが第1条の趣旨のもとに行われることに鑑み、応募者の投稿により生じた損害等に対する責任は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

（庶務）

第15条 フォトコンテストの実施に係る事務は、四日市港管理組合振興課において行う。

（その他）

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和6年9月18日から施行する。